

40603

教科書文庫

4
110
41-1941
20000 81257

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

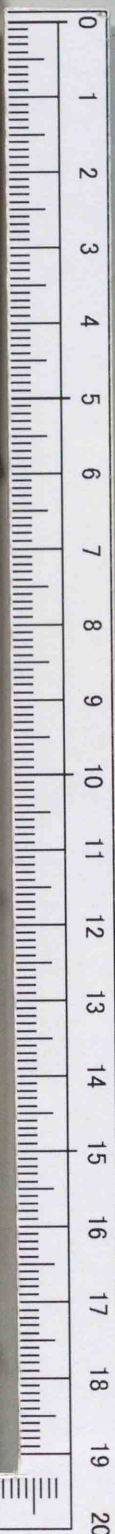
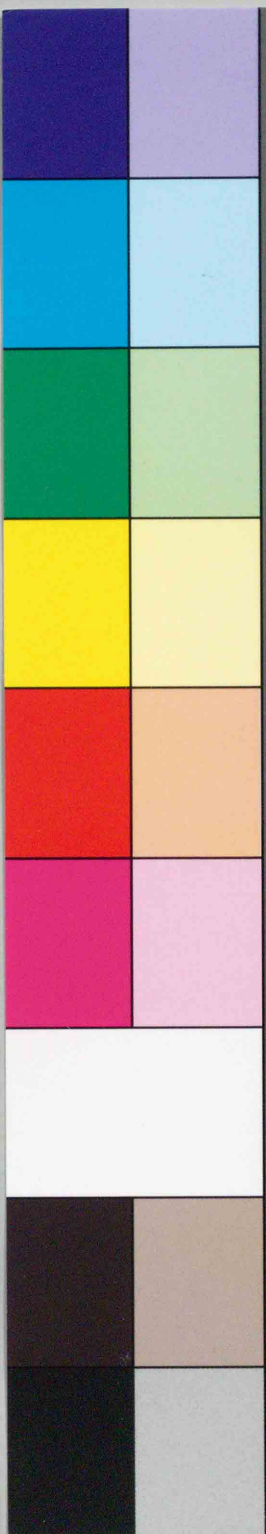
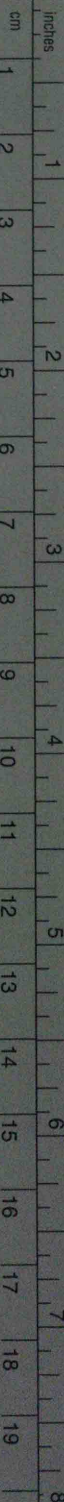


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



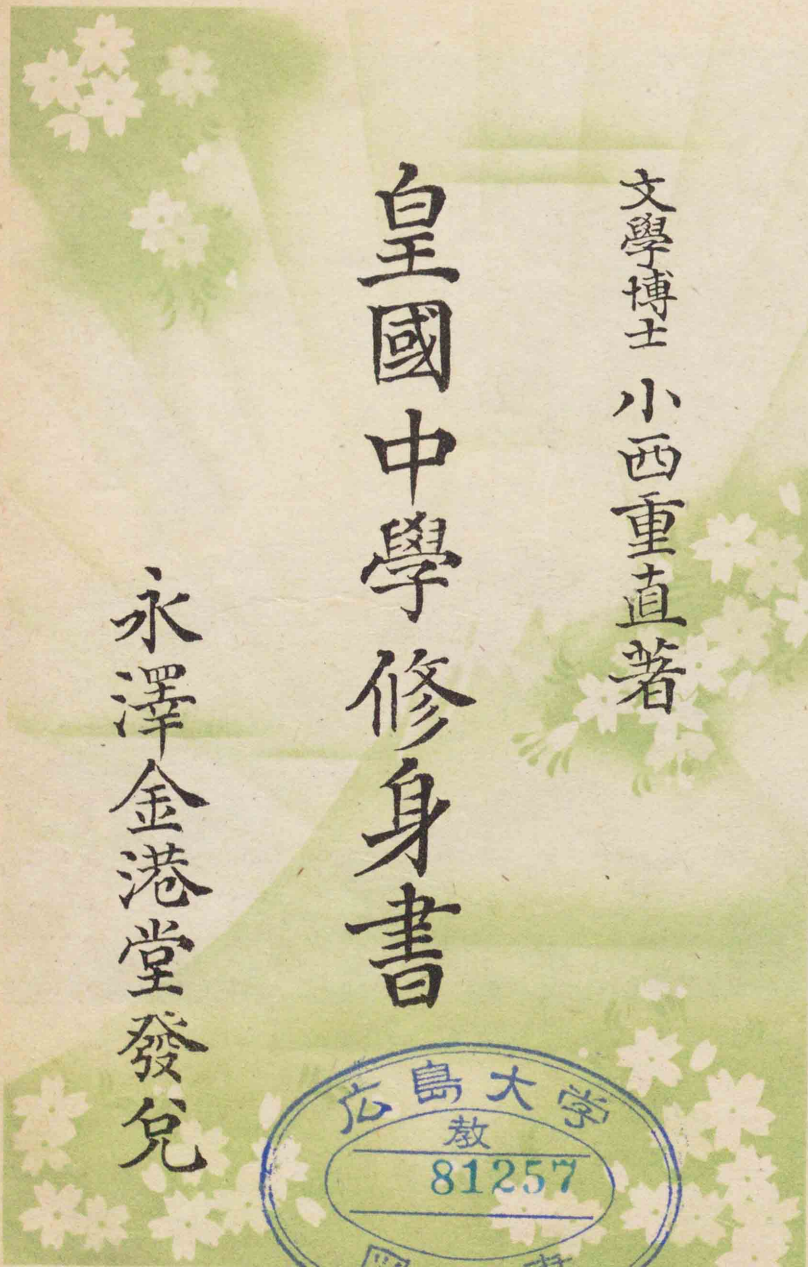
4a
110
昭16

皇國中學修身書 卷二



資料室

日七十月一十年六十和昭
濟定檢省部文
用科身修校學中



文學博士小西重直著

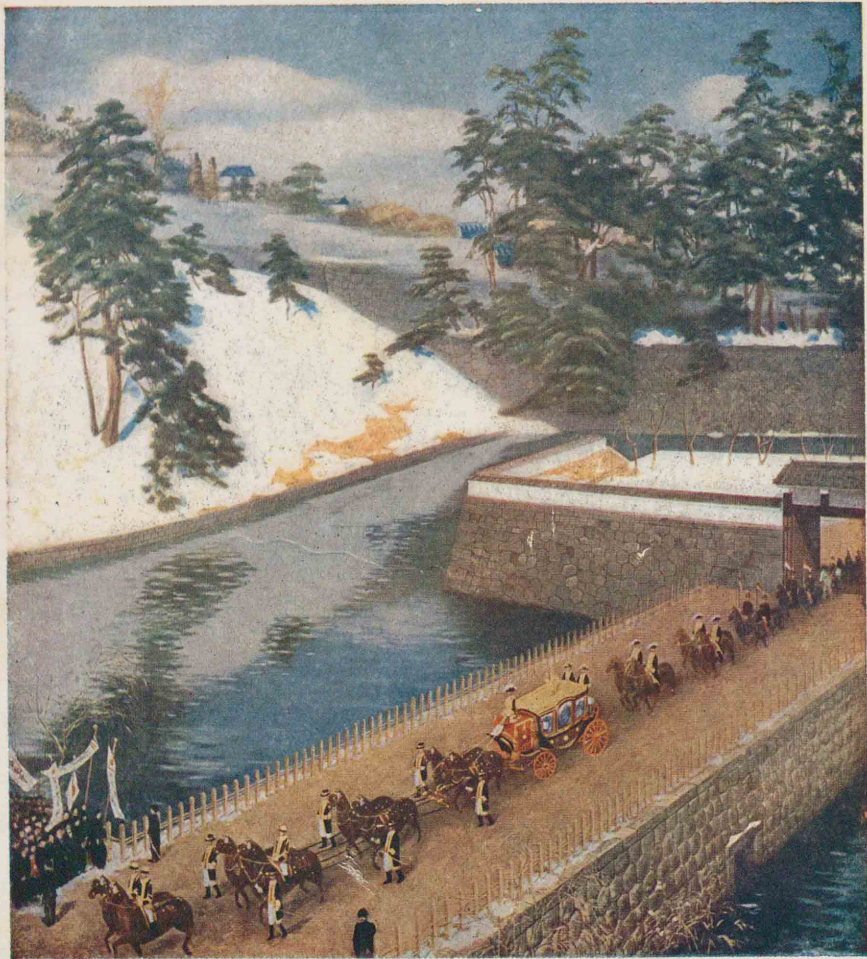
皇國中學修身書

永澤金港堂發兌



42
110
BB16





畫壁館畫繪念記德聖

啓幸行式兵觀布發法憲



天壤無窮の神勅

豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮りなかるべし。

教育ニ關スル勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツル
コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシ
テ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育
ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修
メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣
メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ
義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺

風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ
悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコ
トヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟
シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇
シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日
進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國
運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上
下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇
厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘ
シ
抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡ト

ハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ
國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠
良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ
威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體
セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養
シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ
先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖
皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ
詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レ
タマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ
以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ
紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク
萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ
或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニ
シテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ是
レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ
先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク
教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗
ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯
メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守
リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚
ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ

治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽
攝政 名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

昭和十三年
七月七日

支那事變一周年ニ當リ下賜

セラレタル勅語

今次事變ノ勃發以來茲ニ一年朕ガ勇武ナル將兵果敢力闘戦局其ノ歩ヲ進メ朕ガ忠良ナル臣民協心戮力銃後其ノ備ヲ固クセルハ朕ノ深ク嘉尙スル所ナリ

惟フニ今ニシテ積年ノ禍根ヲ斷ツニ非ズムバ東亞ノ安定永久ニ得テ望ムベカラズ日支ノ提攜ヲ堅クシ以テ共榮ノ實ヲ舉グルハ是レ洵ニ世界平和ノ確立ニ寄與スル所以ナリ

官民愈其ノ本分ヲ盡シ艱難ヲ排シ困苦ニ堪ヘ益國家ノ總力ヲ舉ゲテ此ノ世局ニ處シ速ニ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ期セヨ

昭和十四年
五月二十二日

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維持セ
ムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ其ノ任實
ニ繋リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其レ氣節ヲ尙ビ
廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事勢ニ鑒ミ其ノ思索
ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ失ハズ嚮フ所正ヲ謬ラ
ズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ
振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全クセムコトヲ期セヨ

皇國中學修身書 卷二 目次

第一課 國體	一
一 有難い國體	二
二 皇統の無窮	三
三 君臣の關係	四
四 君臣の關係父子の如し	五
第二課 皇祖 皇宗	六
一 御歷代天皇の御政治	七
二 御歷代天皇の御仁德	八
第三課 天皇	九
一 天皇の尊嚴	一〇
二 皇位の繼承	一一
三 天皇陛下の聖德	一二
第四課 皇室	一三
一 皇室	一四
二 皇室と國民との關係	一五
三 皇室の御仁惠	一六
第五課 敬神崇祖と祭祀	一七
一 敬神崇祖の由來	一八
二 皇室の御祭祀	一九

三 神社 四 我が國祭祀の國家的性質
 五 神と君と民との一致 六 敬神崇祖の美風發揮
 第六課 國憲國法……………三三

一 國家の安寧秩序 二 欽定憲法と外國の憲法
 三 遵法の心得
 第七課 臣民……………四二

一 臣民に對せられる天皇の大御心 二 臣民
 三 臣民と西洋の人民との差 四 支那の臣と民
 五 臣民とその自覺 六 臣民相互の心得
 第八課 忠君愛國……………四八

一 國の恩惠は氣附きにくい
 二 國外に出て氣づき易い
 三 我が國と外國との愛國心の差
 四 忠君と愛國との一致 五 忠君愛國の平常の道
 第九課 國民皆兵の精神……………五四

一 軍備の必要 二 兵役の義務 三 皇軍
 第十課 國民皆兵の心がけ……………六二

一 なつかしい我が家 二 和樂の一家
 三 家とは何ぞ 四 家の生活と道德
 五 家の健不健は國の健不健
 第十一課 親子……………六七

一 親の惠みは洪大 二 藤樹の語
 三 佛教の母の恩の讚歎 四 父母の愛
 五 孝は百行の本 六 孝行の方法(一)
 七 孝行の方法(二) 八 追孝の誠
 第十二課 祖先……………七六

一 祖先は我が生命の源 二 祖先の祭祀
 三 家法 四 家門の譽
 第十三課 兄弟と親族……………八〇
 一 兄弟の因縁 二 兄弟の和は孝の一つ

- 三 兄弟の和は家門の繁榮
- 四 親族
- 五 親族相助は古來の風
- 六 親族の道
- 七 舉國親族

第十四課 忠孝一本……………八九

- 一 忠と孝に衝突ありや
- 二 平重盛の忠孝
- 三 我が國の忠孝の特徴
- 四 忠孝愛國の三者一本

第十五課 恩……………九五

- 一 食卓上の諸恩
- 二 存在の喜と存在の諸恩
- 三 恩義に篤きは我が國の美風
- 四 恩と國民性
- 五 報恩の方法

第十六課 戊申詔書……………一〇三

- 一 日露戰役
- 二 戰役後の國民の傾向
- 三 明治天皇の御軫念
- 四 國交の親善
- 五 上下一心自彊不息
- 六 國運發展の本
- 七 臣民の協翼

目次終

皇國中學修身書 卷二

文學博士 小西重直 著

第一課 國體

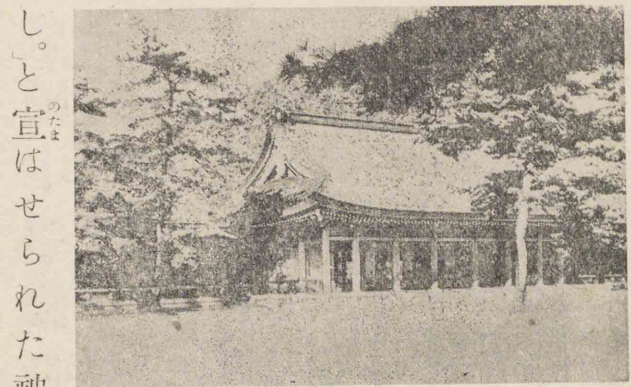
有難い國體

一 世界には多くの國がある。苟も一國を形づくる限りその國柄にそれ〴〵の特色がある。併し我が國の如く勝れた國體を有するものはない。我が國の國體は實に世界萬國に比類なき有難い國體である。我等はこれに感激し、これを誇とすると共に、永遠にこれを擁護せねばならぬ。

窮皇統の無

二 我が國體は帝國憲法第一條に

大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス



檀原神宮

と極めて明瞭に記されてあるが、之は實に神代の昔、皇祖天照大神が御孫瓊杵尊に八坂瓊曲玉、八咫鏡、天叢雲劍、草薙劍の三種の神器を授けて、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮りなかるべし。と宣はせられた神勅に基づいたものである。永遠

君臣の關係

にゆるぎなき我が國體の基礎はこゝに定り、天壤無窮の皇運もこれより榮え給ふこととなつた。また大神は「これの寶鏡を視まさむこと當に猶吾れを視るがごとくすべし。」と仰せられたので、三種の神器を皇位の御しるしとし給ふこともこの時から起つた。かくて皇孫は神器を奉じ多くの神々を従へて日向の國へ下り給ひ、その御曾孫神武天皇は大和の檀原に宮殿を奠め給うて、即位の大禮を擧げさせられた。爾來皇運はいやましに榮え給ひ、國運はいよゝ目出度く進んで來たのである。

三 この皇運を扶翼し奉り來つた我等臣民は、その起源に遡つて古來三つに大別する。第一は皇別として

皇室から別れた家々であり、第二は神別として神代の昔、我が國を肇め給ふ時にお輔け申した神々の子孫である。この二つは共に皇室と本來は同族であつて、皇室を國家の大本家とあがめ申して仕へ奉つたのである。第三は外國から皇化を慕ひ奉つて歸化した人々の子孫であつて、これを蕃別といつてゐる。この人々はもと血統を異にした民族ではあつたが、次第に同化して皇別神別の人々にも劣らず忠君愛國の道に勵み、皇室におかせられても、その間に何等差別を設け給ふことがなかつたので、蕃別の系統からも調伊企つぎ、伊い、企き、讎な、坂上田村麻呂、僧行基、最澄等の如き忠臣や偉人も出たのであつた。かくして長い年代を經過する間に、皆よく融合

して、國民全體が一大家族の如くになつてしまつたのである。

四 この家族的國家である我が國に於ては、天皇と臣民との關係は諸外國で見るやうな冷やかな事實は嘗てなかつた。外國では統治者と臣民との關係は多くは法令的・抑壓的である。然るに我が國では皇室は本來、血統關係ある國民全體の總本家にましますから、君民の間柄が非常に圓滿親密である。義は君臣の關係であるが、情は父子のやうな親しみがあつた。天皇は畏れ多くも家長の如き位置にあらせられ、臣民を赤子のやうに愛撫し給ひ、國民は天皇を慈父のやうにお慕ひ申し、皆共に臣民の本分を守つて來たのである。

君臣の關係父子の如し

日本の尊い國體を擁護し、國體に基づく精神を體し、皇運を扶翼し奉ることは、實に我等日本人の最大の誇であり光榮ある務である。

○

明治天皇御製

國民はひとつ心にまもりけり

遠つみおやの神のをしへを

第二課 皇祖皇宗

天
代
御
政
皇
の
治

一 御歴代の天皇は皇祖の神勅を奉じ給ひ、畏くも御みづから文武の御修養を積ませ給うて範を天下に垂れさせられ、御仁政を國民の上に御布きになつた。

教育勅語に「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられたのは、全くこのことに外ならない。

神武天皇は始、日向の高千穂の宮にあらせられたが、皇祖の神勅に對へ奉り、天業を恢弘し給はんとの有りがたい思召で、兵船を整へ、日向を發し給ひ、國々の賊を討平げて、その後大和の橿原に宮室を營み、即位の大禮を擧げさせられた。奠都の盛事に際しお下しになつた詔の中に、

武

且當に山林を披拂ひ、宮室を經營りて、恭みて寶位に臨み、以て元元を鎮むべし。上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を弘めむ。然して後に、六合を兼ねて

以て都を開き、八紘を掩ひて宇と爲むこと、亦可からずや。

と仰せられた。これはまことに天皇が御みづから御徳を修め給ひ、我が國が年々に榮え行くべき道をお示しになつたもので、また實に御歴代天皇の繼承し給うた御精神に外ならなかつた。

崇神天皇の詔の中に

我が皇祖諸天皇等宸極しろしめすことは、豈一身の爲ならむや。

と仰せられてあるのは、まさに神武天皇の御精神を承け繼がせ給ひ、國家統治の大本を示し給うたものと拜察される。

御歴代天皇が常に古道を御研究になり、肇國の精神を發揚し、仁政を布いて皇威を輝かし給うたことは、誠に畏れ多いことである。

後陽成天皇は御撰述の書籍や御書寫遊ばされた書籍の奥書などに屢「從神武天皇百餘代孫周仁」と署し給うた。肇國精神發揚の御自覺を明瞭に表現し給へるものと拜される次第である。この大御心は古來一貫して不動のものであつて、御歴代天皇の詔勅や御製の中に到るところにこの御精神を拜し得るのである。

明治天皇も畏くも次の如き御製を詠じさせ給うた。
かみつよの聖のみよのあとゝめて
わが葦原の國はをさめむ

御歴代天
徳皇の御仁

おごそかにたもたざらめや神代より

うけつぎ來たるうらやすの國

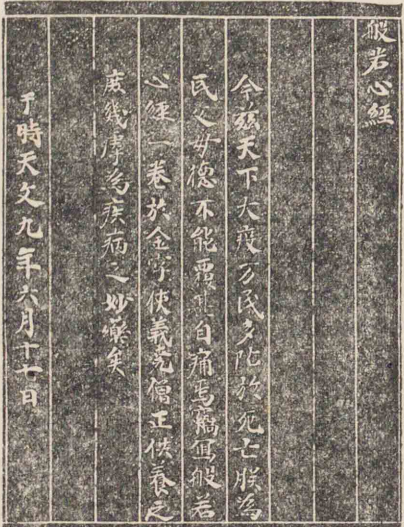
二 御歴代天皇が文武の政にいそしみ給ひ、人民を赤子と思召して御愛育になり、臣民が上下力を協あはせて忠義の道を盡して天下の安穩を圖らんことを望ませ給うたものであつて、その御精勵のほどは雄略天皇の御遺詔にも、

筋力精神かたぢこうたましひもろこ、一時いに勞竭いたきぬ。此の如きの事、本より身の爲のみに非ず。たゞ百姓あほみながらを安養やすせむと欲するのみ。

と仰せられてある。思ふだにまことに忝かたじけないことと言はねばならぬ。

後奈良天
皇御宸筆
般若心經

後奈良天皇の御代には天變地異が續き、米穀實らず、餓死するものが多く、その上惡疫さへ流行したことがあつた。天皇はいたく慨あはれ、忝かたじけなくも御みづから、



般若心經はんにゃしんぎょうを寫し給ひ、醍醐三寶院の義堯僧正ぎぎょうそうじょうをして疫病のやむやうに祈いのらしめられた。その心經の終に御宸筆で次の如く述べさせ給うた。

今茲こゝ天下大いに疫し、萬民多く死亡に陥おつ。朕民の父母として徳覆おほふ能はず、甚だ自ら痛いたむ。竊ひそかに般若心經一卷を金

字に寫し、義堯僧正をしてこれを供養せしむ。庶
幾はくは、疾病の妙藥となれ。

その上、諸國一の宮に御宸筆の般若心經を獻進せさせたまうて、ひとしく疫病のやむやうに祈禱せしめられた。實に畏くも有難き極みではないか。又、明治天皇は明治元年に御宸翰の中で、

今般 朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆 朕カ罪ナレハ今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古 列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ 天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ
と仰せ給うた。帝國臣民たるもの、誰れか御仁政の大

御心に感泣しないものがあらうか。

○

明治天皇御製

ちはやぶる神のこゝろを心にて

わが國民を治めてしがな

第三課 天皇

天皇の尊嚴

一 我が國の天皇は皇祖天照大神の御直系であらせられ、大神の神勅を奉じて君臨したまふ現人神でおはします。代々の我が國民は現人神に對し奉り赤誠の限りをつくして仕へ奉つたのであつた。

柿本人麻呂は天皇の尊さを次のやうに詠じてゐる。

皇は神にしませば天雲の

雷の上にいほりするかも

また幕末の歌人香川景樹も同じやうに斯う歌うてる。

すべらきは現つ神なり秋津洲

動くべき世のあらむと思ふな

このやうに、古來、天皇を神と詠じ奉つた歌が甚だ多い。憲法第三條に、

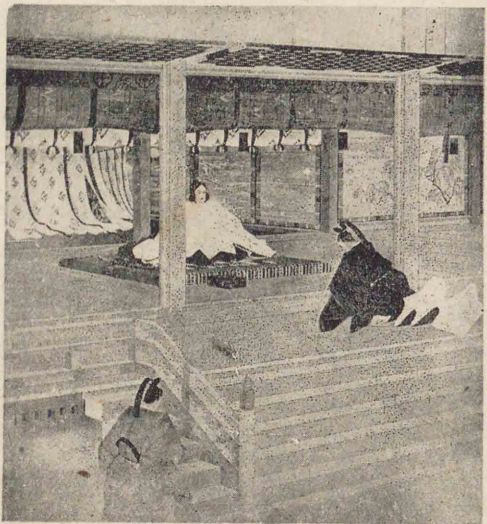
天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

とあるのも、この旨を明らかにしたものである。

皇位の繼承

二 この尊き皇位は一日も曠しくすることが出来ない。天皇が崩じ給ふ時は、皇嗣がすぐ踐祚し給ひ、三

明治天皇踐祚式



種の神器を承け継ぎ給ふのである。中古は天皇が崩御にならないでも御意志によつて皇嗣に御位を譲らせられることがあつたけれども、明治以後は讓位は絶対に行はれないことになつた。

天皇が踐祚されると、すぐ年號を改められる。昔は踐祚の翌年に改元されるのが普通であり、また御一代の間に何度も改元されたが、今日は踐祚と同時に改元せられ、かつ御一代中一元と定められてある。一

天皇陛下
の聖徳

年の御諒闇が終つた後、秋冬の間に京都御所に於て即位の大禮と大嘗祭とを行はせられるのである。

三 天皇陛下は大正天皇の第一皇子にましまし、明治三十四年四月二十九日御降誕あらせられ、御名を裕仁と申し奉る。大正五年御年十六で立太子の禮を擧げさせられた。御幼少の御時より御孝心深くおはしまし、陛下がまだ芝高輪の東宮御所に居させられた頃、御所の裏に菜園を設けられ、御參内の折には豫め御みづから畑に下り給ひ、御父母陛下の好ませ給ふ野菜を選ばせられ、これを御献上あらせられた。

天皇陛下は學習院を経たまひ、東宮御學問所で多くの學者を召して朝夕御學問にいそしみ給うたが、御成業の後大正十年歐洲列國の元首を御訪ねあつて國交を惇うせられ、また各國の文化を御視察になつて御見聞を廣めさせられた。

その頃大正天皇は御不幸にも御不例にわたらせられたので、天皇陛下は深く御心を惱まさせられ、屢々御見舞になつて、ねんごろに御慰めになつた。同年十一月大正天皇は皇太子を攝政に任ぜられ、ひたすら御養生になつたのであるが、同十五年十二月葉山御用邸で御病が俄かに重らせ給うた。この時天皇陛下は日夜幾度となく御參殿になり、御病床の御側で親しく御看護あらせられた。

同月二十五日大正天皇が崩御になつたので、天皇陛下

下は御悲痛を忍んで踐祚あらせられ、年號を昭和と改められた。ついで昭和三年十一月十日京都御所で即位の大禮を行はせられ、同十四日夕より十五日曉へかけて大嘗祭を行はせられた。

天皇陛下は文武の政に御勵みになるのみならず、御仁徳厚くましますので、我等臣民は國運がいやまじに榮える目出度き御代に逢ひ奉る喜と共に、御惠の到らぬ限なき有難さに感激せざるを得ないのである。

天皇陛下は風水害その他の變災がある時は、非常に下々の安否を御心配遊ばし、或は侍從を遣して狀況を調査せしめられ、或は御内帑金を御下賜になつて罹災者を救濟・慰問させられる。中にも大正十二年の關東

大震災の折には、畏くも御みづから被害の狀況を御巡視遊ばされ、焦土の中の遭難者の實狀をば御覽になつて、その災厄を御憐愍になつたことさへあつた。

第四課 皇室

皇族

一 天皇は皇室の御家長にましまし、皇族の御方々は、その御家族であらせられる。皇族と申し奉るのは、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王の御方々である。

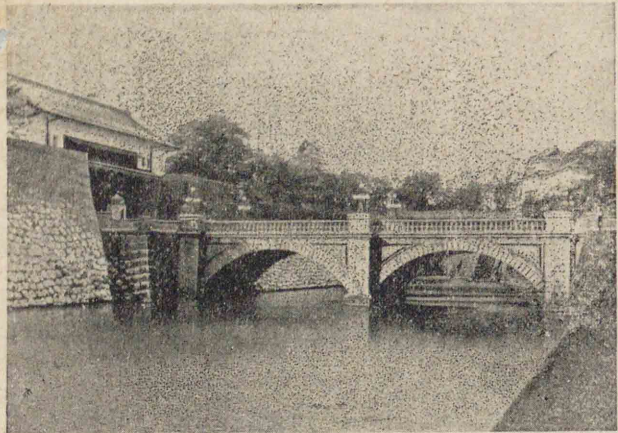
皇族は天皇の御家族であらせられるから、元より御姓はなく、勅旨によりて宮號を稱せられる。天皇及びその御家族の方々が姓をもちたまはぬことは實に我

皇室と國民との關係

が尊嚴なる國體の然らしめる所である。

二 我等は既に國體皇祖皇宗天皇の御事について學ぶ所があり、その尊嚴なる所以も十分に悟つた。さればこの尊嚴なる天皇を中心としたまへる皇室の尊嚴なることは今更申すまでもない。しかし、その尊嚴は我等臣民から超越隔絶した尊嚴ではない。狃るべからざる尊嚴と、同時に離れがたい親密がある。それは國體の性質上家族的の關係であるからである。天皇の御一家は我等にとつて御宗家であらせられるからである。故に皇室と我等との間には諸外國の王家と臣民の間に見るやうな權力關係などは絶對にあり得ない。「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク。」

宮城 皇室の御仁恵



とは皇室の方から國民を視給ふ時の思召であるばかりではなく、我等國民も亦皇室に對し奉りては衷心からさう信じてゐるのである。

かくして我が國は國家と皇室と國民とは渾然たる一體不離の關係にあるのである。

三 皇室は國民の御宗家であらせられるが故に、御歴代の皇室は代々皆我が國民徳化の中心になつて居られる。特に

志の御高德を以て國民に接し給うた例をあげると

大に違がないであらう。

畏くも寒夜御衣を脱したまうて、民草の夜半の寒さに愛憐を垂れさせたまうた醍醐天皇の大御心はやがて皇室御歴代の大御心であつた。

後鳥羽天皇

夜を寒みねやの衾ふすまのさゆるにも
わらやの風を思ひこそやれ

伏見天皇

いたづらに安き我身ぞはづかしき
苦しむ民の心おもへば

後醍醐天皇

世治まり民安かれと祈るこそ

わが身につきぬ思ひなりけれ

わけても明治天皇の御仁徳に至りては國民として誰れか之を仰ぎ奉らぬ者があらう。實に天皇の御製の中には民を思ふ大御心をおよみになつたものが夥しくお見受けされるのである。

とこしへに民やすかれといのるなる

わがよをまもれ伊勢のおほかみ

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

この御仁徳ふかき天皇に配しまつるに坤徳高くおはしました昭憲皇太后の御事蹟も亦我等國民には感激銘措く能はぬところである。このやうな兩陛下

の御遺徳を承け継ぎ給へる現在の皇室が、御仁徳に充ちあふれさせたまへることは、申すまでもないことである。

常に民の苦痛を苦痛としたまひ、天災地變その他の災害ある毎に勅使をつかはされてお見舞ひ遊ばされたり、或は多くの御内帑金をお下賜になることは常に我等を感泣せしめる。

その外、教化事業、社會事業を御奨勵遊ばされることなど皇室の御仁恵の例は枚擧に遑がない。

かくの如く皇室は常に國民を子の如く愛せられ、國民は皇室を親の如く慕ひ奉り、皇室と國民とが同心一體となつて、一國にして一家たる我が國家は益々榮えて

明治天皇
の御仁愛

岩倉邸行
幸

行くのである。

明治十六年右大臣岩倉具視の病が篤くなつた時、明治天皇



は屢侍從侍醫をして病を問はしめられたが、七月五日親しく病室に臨御の上見舞はせられ、十九日病革まると聞き召されるや、急ぎ駕を命じて再び御みづから病を問はせられた。具視は行幸の報を聞き、恐懼措く所を知らなかつたが、身體の自由を失つてゐたので、服を更へる力もなかつたから、袴を衾の上に置いて禮装に代へた。最敬禮し奉ることも叶はなかつた爲、附添に扶けられ、わづかに半身を起して、唯兩手

を合せ、天皇を拜み奉るばかりであつた。天皇が老臣をいたはり給ふことの深きは、實に感激に堪へないところである。

第五課 敬神崇祖と祭祀

敬神崇祖
の由來

一 我が國では古來政治のことをまつりごとと言つてゐる。まつりごととは祭事であつて神をお祭りすることである。故に我が國の古代に於ては政治と祭祀とは全く一致してゐた。天岩戸の事柄や、神武天皇の御東遷の際のことを始として、即位その他大事ある毎に祭祀が行はれてゐる。或は四道將軍の派遣、或は三韓綏撫等凡そ國家に大事の生ずる毎に必ず祭祀が行はれた。

本報に於ては、
報本反始報恩感謝の誠を效すことを本義とす
るもので、皇室の御榮國家の隆昌國民の幸福はこれと
離るべからざるものである。

この祭祀政治一致の精神を皇室におかせられて今もなほ御繼承遊ばされてゐるといふことは、我等の十分辨へておかねばならぬことである。實に我が國の祭祀は報本反始報恩感謝の誠を效すことを本義とするもので、皇室の御榮國家の隆昌國民の幸福はこれと離るべからざるものである。

御歴代の天皇は皇祖の神勅を奉じ、その御遺訓に遵つて國政を視そなはし、國民を愛恤せられたのであつた。されば我が國の政治の要點は、皇祖の神勅と御歴代の御遺訓とに存すると見なければならぬ。神武天皇が奠都の盛事に際して「上は則ち乾靈の國を授けたまふ徳に答へ、下は則ち皇孫の正を養ひたまひし心を

弘めむ。と仰せられたのは、まさしくこの意味であつて、御歴代の天皇の御精神も亦これに外ならない。よつて神武天皇はまた詔して

我が皇祖の靈や、天より降鑒りて、朕が躬を光助けたまへり。今諸の虜已に平ぎ、海内無事なり。以て天神を郊祀りて、用て大孝を申べたまふ可し。

と宣ひ、祭場を鳥見の山中に立てて皇祖天神を祭らせられ、國政の根本が祭祀にあることを明示せられた。さきに天孫降臨の時、天照大神は神鏡について特に皇孫に

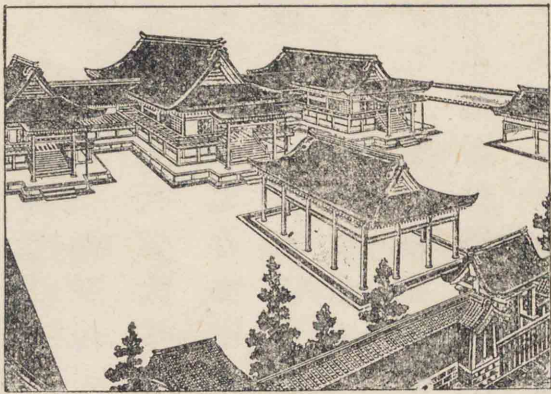
此れの鏡は、専ら我が御魂として吾が前を拜くが如いつきまつれ。

皇室の御祭祀

と仰せられ、天照大神の御靈代として皇孫に授け給うた。御歴代天皇はこれを承け継ぎ、いつきまつり給ふのである。御歴代天皇が神鏡を承けさせ給ふことは常に皇祖天照大神と御一所にあらせられる大御心である。御歴代天皇は神鏡をいつきまつり給ひ、皇祖天照大神の御心をもつて御心となし、大神と御一體とならせ給ふのである。

二 されば皇室は特に祭祀を重んじ給ひ、宮中の賢所・皇靈殿・神殿の三殿の恒例並びに臨時の御祭祀はいとも御嚴かに執り行はせ給ふのである。大祭日なる一月三日の元始祭、二月十一日の紀元節祭には、天皇御みづから宮中の三殿で御祭典を行はせ

宮中三殿
の圖



られ、四月三日の神武天皇祭には三殿中の皇靈殿にて御みづから神武天皇を祭らせられ、十二月二十五日の大正天皇祭にも御みづから皇靈殿にて御父大正天皇を祭らせられる。神嘗祭は十月十七日新穀を神宮へお供へになるのである。て朝廷ではなほ勅使をして幣帛を奉らしめ、天皇はその日御みづから神宮を遙拜あらせられ、かつ御みづから賢所で祭典を行はせられるのである。新嘗祭は十一月二十三日であつて、神嘉殿で新穀を天照大神を始め

神社

奉り多くの神々に供へて、天皇御みづからもきこし召す。春分・秋分の日には御歴代の皇靈を皇靈殿で御親祭あらせられ、且神殿の神々をも祭らせ給ふのが春季皇靈祭・秋季皇靈祭・春季神殿祭・秋季神殿祭である。又、歳旦・天長節・明治節等にも小祭として祭儀を執り行はせられる。

三 我等の宗家たる皇室におかせられては、かくの如く祭祀を厳かに行はせられて敬神崇祖の誠を效したまふのである。之は實に我等國民にとつては祭祀の模範を垂れたまふものと拜察し、我等も敬神崇祖の念を篤うせねばならぬ。

我等國民の敬神崇祖の精神は主として各地に存在

我が國家
祭の性質
的性質

する神社に於て發揮せられてゐる。神社を建てて神を祀り崇めることは我が國固有の習俗であつて、美風中の美風である。されば神社は我が國の津々浦々、山の頂にも海の涯にも無いところはない。いかに小さい村でも鎮守の森があり、鳥居が見える。神社の祭神は、皇祖皇宗を始め奉り、皇祖皇宗に奉仕された神々か、國家若しくは一地方に功勞のあつた人の神靈である。

四 神社の主なる目的はいふまでもなく祭祀である。祭祀とは俗にいへばお祭であるが、お祭といへば各地に年中行事として行はれるお祭騒ぎが聯想され易いが、決してかゝる娛樂的のものではない。祭祀は

神と君と
民との一
致

非常に嚴肅なものである。古來祭祀に齋戒沐浴とか、潔齋とか、禊みそぎが行はれるのを見ても嚴肅になさねばならぬことが知られよう。祭祀は實に神に對して崇敬の心もて報本反始・感恩報謝の誠をつくすべき儀禮・儀式である。

神社崇敬の根本精神は天皇の皇祖皇宗を崇敬したまふ御精神に一致するものである。従つてその祭祀は國家的行事である。されば宮中の祭祀より全國官國幣社、府縣社の祭祀に至るまで國家の法令によつて定められてある。祭祀が國家的性質を持つ所に我が國獨特の祭政一致の精神が現はれてゐる。

五 祭祀はかくの如く國家的のものであることが

わかれば、神社は我が國體・國民と密接の關係のあることが悟られよう。實に我が國にあつては神と君と民とは切つても切れぬ關係があるのである。されば神社崇敬は尊皇の心と一致し、愛國・愛郷とも一致し、祖先へ孝をつくす道とも一致するのである。

六 北畠親房は神皇正統記の劈頭に「大日本は神國なり。」と言つてゐる。神國たる我が國の人々が敬神崇祖の念篤く祭祀を重んじ來つたのは當然である。我等は祭祀の大切なる意義を知ると共に、神國固有のこの美風をます／＼發揮することに努めねばならぬ。

敬神崇祖
の美風發
揮
昭和七年
勅題の御
製

御製の中に
あめつちの神にぞ祈る朝風の

海の如くに波立たぬ世を
と拜し奉ることはまことに有難い大御心である。

明治天皇御製

とこしへに國まもります天地の

神の祭をおろそかにすな

かみかぜの伊勢の宮居を拜みての

後こそきかめ朝まつりごと

第六課 國憲國法

國家の安
寧秩序

一 國家の安寧秩序を維持し國運の發展を圖るためにはいろいろの法律規則が要することは言ふまでも

試
欽定憲法
と外國の
憲法

ない。されば何れの文明國もそれ／＼その國に適する國憲國法を作つてその勵行につとめるのである。

二 由來外國の憲法の多くは人民が革命を起した結果作られたものか、或は人民が統治者に迫つて作られたものであつて、何れも人民の權利擴張を目的としてゐる。随つて血なまぐさい變亂から生じたものが多いのである。我が國の憲法は全くこれらと類を異にする。我が國は古來、和を重んじ、神代の昔、既に國の大事には神々が會議を開いてこれを定めて居られる。明治天皇は維新の始、早くも萬機は公論に決すべき旨を仰出されたが、なほ臣民の康福を増進せしめんことを御希望のあまり、臣民を政治に參與せしめて、我等臣

式
憲法
發布



民と共に國運を進め給はむとの大御心から遂に憲法を欽定し給うた。

我が國の憲法のやうに有難い欽定憲法として發布されたことは、諸外國には曾てその例がなく、又あり得ないことである。我が國の憲法がこのやうに臣民愛撫の大御心から制定せられたのを見て、當時の西洋人が非常に驚いたのも尤もである。

得 遵法の心

釋也
釋り

三 今日の一切の法律命令はこの憲法を基とするものである。

されば一切の國法も皆天皇の御命令であると心得なければならぬ。教育勅語にも「常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてある。國憲國法に遵ふとは單に法の外形に従ふことではない。法の精神をよく理解し、常に自ら進んで法の目的に合ふやうに心がけねばならぬといふ意味である。

一體、法律規則は一切の場合を網羅し得ない。だから我等に遵法の誠意がない時は、所謂免れて恥なき民となり易い。幸に我が國民は古來忠君愛國の念あつく遵法の精神が強い。随つて免れて恥なき民は少い。

明治天皇
と憲法會
議

況や憲法は皇祖皇宗の御遺訓に基づいてお作りになつたものであることを知つては、どうしてこれを尊重し遵守せずならぬ。諸子は他日公民科に於て憲法の内容について一々教へられるであらうが、その時十分注意して聖旨の存するところを理解し、天皇の大御心に副ふやう立憲國家の一臣民として恥づかしからぬ修養に努めねばならぬ。

明治二十一年六月十八日から憲法會議が開かれた。忘れもせぬ、十一月十二日の會議當日のことであつた。侍従が、あわただしく入つて來て、伊藤議長に耳打した。その時は、顧問官が折角議論をたゝかはせてゐる最中であつた。議長は席を立つて、天皇に何事か内奏した。私共は、侍従の

いつたことも、議長が内奏したことも、何も判らなかつた。天皇は、相變らず御自若として玉座についてをられた。

會議はすんで、議長が入御を奏請し、天皇は玉座からお立ち遊ばされた。そこで議長は一同に向つて初めて宣告した。

「さて、只今入御あつたのは、皇子殿下が薨去遊ばされた爲である。先刻侍従がその報告をした時、余は議事を直ちに止めて入御遊ばされますか、如何取計らひませうかと申し上げた處、陛下は、この一條が議了する迄は議事を續けよと御沙汰があつたにより、討論をつゞけ、可否を探り、それから議事のすんだことを申し上げ、只今入御に相成つた次第である。

議長からこの報告を聞いた時は、列座の顧問官は勿論、私共一同、感涙に咽んだ。

この日、皇子昭宮猷仁親王が薨去遊ばされたのである。天

皇は、皇子の薨去は皇室の私事である、憲法會議は國家の公事である、公事の前に私事はないといふやうな有難い思召があつた爲、議事の一片づきする迄、玉座を御立ち遊ばされなかつたものと拜察し奉つてゐる。

かくの如き 聖天子が、世界のいづれの國にあるであらうか。天皇は、御親子の御情、愛特に御こまやかと承つてゐる。それにも拘らず、御泰然として會議の終結を見るまで入御遊ばされなかつたこの一事は、天皇がいかに國家の重要な政務を尊重し給ふかを推しまゐらせるのに、絶好の御高德であると考へる。

私は今も尙、當時のことどもを回想する毎に、漣然として涙下るを覺える。

○ (金子堅太郎の文による)

明治天皇御製

さだめたる國のおきてはいにしへの

聖の君のみこゑなりけり

第七課 臣 民

臣民に對
せられる
天皇の大
御心

一 大日本帝國憲法發布の勅語の中に「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシト宣はせられ、教育勅語には、朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フと仰せられてある。その他戊申詔書、國民精神作興の詔書、大正天皇御即位禮の勅語、今上天皇陛下の踐祚後朝見の儀に於て賜はつた勅語等について「臣民」の文字のある所を拜誦する時に、天

臣民

皇がいかに深き仁愛の御心を以て臣民を視給ふか、如何に臣民を厚く御信賴あらせられるかが伺ひ奉らるであらう。

二 かくの如く常に天皇の御心にかげさせられ、かくの如く信賴せさせたまふ臣民とは何であるか。伊藤博文は憲法義解に、

「祖宗ノ政ハ專ラ臣民ヲ愛重シテ名クルニ大寶おほみたまからノ稱ヲ以テシタリ。……史臣用キル所ノ公民ノ字ハ、即チ「オホミタカラ」ノ名稱ヲ譯シタルナリ。其ノ臣民ニ在テ亦自ラ稱ヘテ御民ト云フ。……蓋シ上ニ在テハ愛重ノ意ヲ致シ待ツニ邦國ノ寶ヲ以テシ、下ニ在テハ大君ニ服從シ自ラ視テ幸福ノ臣民トス云々。」

臣民と西洋の人民との差

と解いてゐる。されば天皇の宣はせられる臣民は大寶であり御民であり公民である。

三 茲に注意すべきは我が國の臣民と西洋諸國の所謂人民とはその性質を異にすることである。西洋諸國の憲法制定の事情によつても知られる如く、彼等の君と民との關係は、人民が先づあつて人民のために、人民によつて君主が立てられたり、或は異民族の侵略者が人民の意志に反して君主となつたりした爲、君臣關係は對立的、鬭争的であつた。

然るに我が國では全くこれと正反對の成立なりたちをもつてゐる。即ち天皇が先づあらせられて臣民が出来たのである。而もその根源をたづねると、遠く神代にさ

支那の臣と民

かのぼつて同じ血族關係であつた。故に我が國では君臣は全く一體の關係にあるのである。

四 更に注意を要するのは、臣と民とが我が國では一つ事の別稱にすぎないことである。昔支那では臣と民とは別であつて、君に仕へる者だけが臣であつて、仕へぬものは民であつた。さうして忠は臣のみの義務であつて、民にはその必要が認められなかつた。

然るに我が國では臣民は一個の言葉であつて、ひとしく天皇の民であり臣であるのである。大和民族たると他の民族たるとを問はず、苟も我が國籍の中にあるものは、ひとしく陛下の臣民であり赤子である。

五 陛下の赤子であり臣民である我等は、天皇に對

臣民とそれの自覺

して如何に仕へまつるべきであらうか。いふまでもなく常に國憲國法を尊重遵守し、一旦緩急ある時は奉公の勇を奮ひ、平時に於てはよくその本分を守つて、それぞれ己れの業務に勵み、同時に素行を慎み、徳義を重んじて、立派な日本國民となる心がけを忘れないことである。

六 今や我が帝國臣民の數は一億を超過してゐる。いかに數が多くても、その心がばら／＼であれば少數の團結に劣るであらう。國の強いと否とは主として團結の堅きと否とに因る。故に我等臣民たるもの億兆一心眞に同胞の思ひを以て相和し相親しまねばならぬ。それにつけて注意すべきことは我が一億有餘

臣民相互
の心得

萬人中の同胞に、民族を異にする臣民が多數あることである。これら多くの新しい同胞をして、一日も早く新舊の區別なく渾然たる一體とならしめることが、舊來の臣民の務であり、またさうならうと努めることが、新しい同胞のつとめであらねばならぬ。新しい同胞は言はば日本帝國といふ大家族に養子として入籍したものである。始の程こそ他人らしき心持をもつことは免れがたいとしても、家族の方に包容和合の心があり、養子にも亦信順の心があれば、早晚家族中に同化され、養子實子の差別感がなくなるであらう。かくして億兆心を一にして君に仕へ國の爲に力をつくすことが出来るのである。

明治天皇御製

こゝろざす方こそかはれ國を思ふ

民の誠はひとつなるらむ

第八課 忠君愛國

國の恩恵
は氣附き
にくい

一 家庭にあつて何不自由なく養育されてゐる者は、その恩恵に氣づきにくいが、他郷に出て苦難に遭遇すると家庭の恩がよくわかるものである。

國の恩恵に氣づくことは家庭のそれよりも一層むづかしい。殊に秩序統一のよく整うた國の中に住む人々は國の存在さへ忘れがちである。

國外に出
て氣づき
易い

二 それでも一度足を海外に出して母國から離れて見ると、しみじみと國恩の洪大なことに氣づくであらう。

殊に國の基礎が薄弱で叛亂騷亂の屢起る國へでも行つて見ると、治まる母國の有難さが痛切に思ひ起されて心の底から愛國心が湧出るものである。

ユダヤ民族のやうに國のない人々の哀れな生活を思つて見るがよい。たとひ國をなしてゐても、小國弱國なるがために絶えず附近の強國に壓迫され、左右されてゐる國の不安を想像するがよい。かくして我が國恩の洪大であることを思ひ起すであらう。

三 由來、日本人は愛國心の篤い民族であるとして、

我が國と
外國との
愛國心の
差

外國人も歎賞するところである。實に我が國の愛國心は根強い國民性をなしてゐる。それは長い間、渾然たる一國民として遠い昔から、この大八洲國に定住しつゝ、上に萬世一系の天皇を戴き、まだ一度も他國に征服されずに發展して來たからである。

支那、印度や歐羅巴諸國は屢、王朝が變り、國境も度々異動するので祖先以來同じ王朝を戴き、同じ國家の民であるといふことは稀である。故に國家と國民との關係が薄い。我が國はひとり、開闢以來同じ皇室を戴き、國家と國民との關係がいよゝゝ緊密であるのは言ふまでもない。勿論この國民でもその國を愛しないものは無からう。しかし、その愛國心も祖先以來同

忠君と愛國との一致

じ精神で養成されたものではないから、我が國民の愛國心に比べて薄いといふ缺點を免れない。中には統治權が屢、變つてゐる國も少くない。建國以來の歲月もみな餘り永くはない。かゝる國の愛國心は不純であり、薄弱でありがちなのは止むを得ないことである。

四 我が國の愛國心は單に他國の愛國心に比べて、強烈だといふだけの違ひではなく、我が國の愛國心には我が國獨特の特質がある。それは忠君と一致することである。他國では忠君と愛國とは別事であつて一致することもあるが、せぬこともある。然るに我が國では二にして一となつてゐるのである。

我が皇國の成立を知れば我等の國家は皇室あつて

の國家であることが知れよう。君と國とは一つのものである。されば我が國で君國といへば君と國とを一つにした名詞である。古代の史書にも國家と書いてみかどと訓ませてあるのもある。然るに他國にあつては國民あつて後に君主を立てたのであるから、國家が重く君主は軽い。政治が亂れると革命の起る所以がそこにあるのである。

さきにも述べた如く、我が國では君と臣とは一體である。さうして君と國とも一體である。即ち天皇と國家と國民との三者は渾然として融合した一つのものとなつてゐるのである。されば國を愛するものは君に忠なる所以、君に忠なる者は國を愛せざるを得な

忠君愛國
の平常の
道

いわけである。

五 我等日本人にして國に一旦緩急ある秋の忠君愛國道を心得てゐない者は恐らくなからう。かやうな時は誰れも皆身命を捧げて義勇奉公の道に邁進する。しかし忠君愛國の平常道はともすれば忘れる者がないとは言へぬ。各人己れの本分を盡し、己れの業に勵んで、直接にか間接にか國の進運に役立つことが忠君愛國の平常道である。

○ 明治天皇御製

國のため身のほどくに盡さなむ
心のすゝむ道を學びて

軍備の必要

第九課 國民皆兵の精神

一 現今世界の文明諸國にして平和を重んじない國はなからう。されば各國何れも色々の條約を結び、又各種の協定聯盟等を作つて國際平和維持に努めてゐる。我が國も亦、夙に人類の幸福を念とし、世界の平和を維持することを以て國是として來てゐる。

しかし世界の進運に伴なひ列國の關係益、複雑となり、利害は愈、錯綜、紛糾して來て、その間屢、矛盾、衝突を免れない。遂には戰爭の勃發となることがないとは誰れが斷言できよう。

歴史は繰り返しかへす。平和の後に戰爭が來り、戰爭の

後に平和が來る。併し國際關係の複雑なる現狀に於ては、平和の時といへども、油斷してはならない。常に戰時の覺悟と用意とが必要である。國際正義を維持するにも、他國の侵略を豫防するにも、最後は軍備の實力に待たねばならぬ。今や我が國は大東亞共榮圈確立の重大時局に際會してゐる。従つて益、軍備を充實させ、高度國防國家を完成させる必要がある。

これを要するに國の獨立を保ち、治安を維持するためには、國家はその戰時たると平時たるとを問はず、常に軍備の充實を圖らねばならぬのである。そのため國家は國民に兵役の義務を負はすのである。

二 帝國憲法第二十條に「日本臣民ハ法律ノ定ムル

兵役の義務

所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有スとあり、又兵役法には帝國臣民で滿十七歳から滿四十歳までの男子は皆兵役に服する義務があると定められてある。この光榮ある義務に洩れるのは不具癡疾者と、六年以上の懲役の刑に處せられた者ばかりである。

昔は兵役の義務は専ら武士階級に屬するものであったのが、明治に至りこのやうに國民一般の義務となつた。かくして長く武士階級のみ委任せられてゐた國家防衛の任務は、全國民の責任になつたのである。

三 更に帝國憲法第十一條を見よ。天皇ハ陸海軍ヲ統帥スとある。これは畏くも我が國の兵馬の大權は永遠に天皇が統べ給ひ、軍隊は必ず天皇の大命によ

皇軍

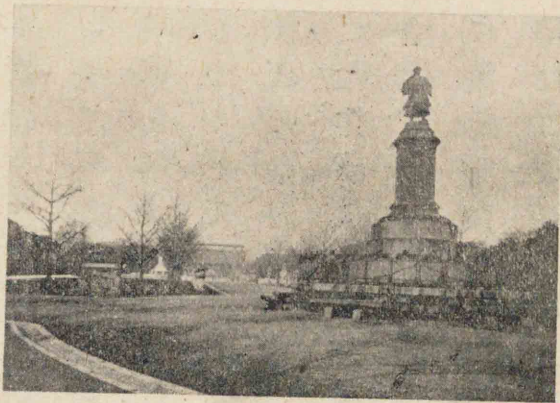
つてのみ行動すべきものであることを宣言せられたのである。かの外國の軍隊の如く、政府や議會の命によつて行動するものとは違ふのである。我が軍隊を皇軍と稱する所以は洵に茲にある。

かくして我が軍隊は肇國の昔にかへつたのである。神武天皇の御東遷以來、皇軍として天皇に直屬してゐた大伴部・久米部の軍隊にかへつたのである。實に明治維新の大業の一つは、この軍隊制度が皇祖皇宗の古治いとしへに復歸したことである。我等に與へられた兵役の義務にこの深い意義あることを十分に知らねばならぬ。

四 九段の靖國神社に參る者は社頭に筒袖の陣羽織姿も颯爽と屹立する銅像を見るであらう。これは

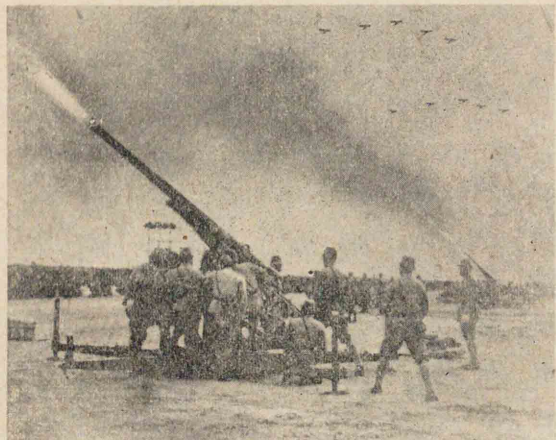
國民皆兵
の心がけ

大村益次郎の銅像



維新の功臣大村益次郎の銅像である。この人は我が國維新後の陸軍建設に大功勞のあつた偉人である。明治の初め頃、兵部大輔といつて陸軍の要職に就いてゐた。或る時英國公使パークスが暗に日本の陸軍の兵數の少いのを知りつゝ大村益次郎に尋ねた。「日本の兵隊は一體どのくらゐありますか。大村はこれに答へて、どうも急にはわかりません。」それは可笑しい。あなたは兵部大輔ではありませんか。そのあなたが日本の兵隊の數がわから

高射砲



んとは……。」「イヤ只今全國人口の調査をやつてゐる最中ですから。」人口ぢやありません。鐵砲を擔ぐ兵隊のことです。」と、パークスは笑ひくゝいつた。しかし、大村益次郎は眞面目な面持ちで、「日本では國民がみんな兵隊です。年寄も若い者も、男も女もみんな兵隊でありますから、一寸わかりません。」と答へた。國法によつて定められた我等の兵役は、滿十七歳から滿四十歳までの男子のみに

課せられてゐるのであるが、我が國民は大村益次郎が言つたやうに、皆、兵隊であるから、軍人勅諭の聖旨を奉體して、皆、護國の覺悟がなくてはならぬ。一旦緩急ある時はたとひ女子子供と雖も、その力に應じ分に從つて銃後の務に服して、奉公の誠を現はすのが我が國民の務であり心がけてなくてはならぬ。殊に現代の戰爭には航空機襲來の虞おそれが多い。されば老若男女を問はず防空の精神、心得、訓練が必要である。

○

明治天皇御製

國をおもふみちにふたつはなかりけり

軍の場にたつもたゝぬも

第十課 家

なつかしい
我が家

一 我が家に生れ、我が家に育ち、我が家に起き、我が家に寝る。我が家と自分との關係があまりに密接であるために、我等は家について考を及ぼすことが殆どない。しかし旅に出て長く家を離れるやうな場合には家の有難さ、こひしさがしみじみと感ぜられるものである。まして遠く他郷にある人が、強く烈しく我が家をなつかしみ慕ふのは當然である。唐の一詩人はこの心を歌うて

故國此去千餘里 春夢猶能夜々歸
といつてゐる。まことや、なつかしい我が家を遠く離

和樂の家の一

橘曙覽

れては夜毎の夢にまでこれを見るのである。

二 我が家は何故にかくも人の心を惹くのであらう。これは家の構造、裝飾の立派なためではない。た



とひ田舎の藁家であらうと、陋巷の長屋であらうと親、同胞のいます所であるからである。慈愛深い父母を中心とする團欒の生

活がなつかしいのである。

我等はこゝを樂園として生育して來たのである。

橘曙覽は忠君・愛國の志の篤い國學者であり歌人で

あつた。福井の田舎に閑居し、清貧に甘んじて道を樂

しみ學問に努力した人である。夫人は貞淑・溫良で三人の子はよく親に事へた。左の歌によつて曙覽の貧しい一家が如何に和樂したよい家であつたかが想像されよう。

一日生きば一日こころを大皇の

みためにつくす吾が家の風

たのしみは妻子むつまじくうちつどひ

頭ならべて物をくふ時

たのしみは田づらに行きしわらは等が

耒鋤とりて歸り來る時

たのしみは機おりたてて新しき

ころもを縫うて妻が着する時

家とは何ぞ

たのしみは家内五人五たりが

風だにひかでありあへる時

三 家の生活のありがたさなつかしさを思ふにつ
け一體家とは何ぞやと考へて見よう。

こゝにいふ家とは形ある家屋のことではない。父
母を中心とした家族の結合が家である。たとひ有形
の家を失つて一族流浪しようとも、無形の家はその家
族の結合に存してゐる。家には現に數人の家族だけ
でなく、目に見えぬ家族もゐるのである。

祖父母曾祖父母と過去に遡つて無數の先祖達がそ
れである。未來を展望すればまだ見ぬ家族が無限に
續き擴がる。家は實に我等一家の生命の流れである。

家の生活
と道徳

西洋の家は夫婦本位で子供は夫婦の附屬物である。
然るに我が國の家は親を中心として、上は祖先へ下は
子孫へ互る上下の關係を重しとする。

この親子本位の家の制度を家族制度といふ。この
制度が我が國の社會國家の基礎をなしてゐるのであ
る。一國を擧げての大家族の國家たる所以はこの家
族制度から來る。

我が國の一大特徴たる國柄も、國の強みも、この家族
制度の家が單位をなして國を成してゐるからである。

四 親を中心とする我等の家は親心の限りなき慈
愛に包まれ、家族互に誠の心で觸れあひ睦びあひ助け
あふのである。かくして家の生活に於て我等は我が

國固有の道徳を實踐し體驗する。祖先を崇び、家門の名譽を重んずる精神も、敬老の精神も、孝行・友愛の精神も、こゝで養はれる。協力・和合の精神も、私心を捨てて全體のために盡す没我の精神も、茲で養はれる。我等はこれら數々の美徳を家以外に推擴めねばならぬ。我等愛郷心も、愛國心も愛家心から推擴めるがよい。

家の健全
健は國の
不健

五 我が國が家族的國家であることは屢言つた。この大家族的國家の細胞が家である。それ故その各細胞の健全と不健全とは、やがて國全體の健全、不健全となるのである。これを思へば我等は我が家の生活をますく健全・善良なものとなるやうに力をつくさねばならぬ。

第十一課 親 子

親の恵み
は洪大

一 一家の中心は父母である。父母によつて生れ、父母の恵みによつて育ち養はれて來た我等にとつて、その恵みはあまりに洪大なるが故に動もすれば忘れがちである。恰も日光や空氣の恵みが餘りに遍く行き互つてゐるが爲に人の注意を惹かぬやうに、あまり洪大に過ぎると人は却つてそれに氣附かぬことが多い。思へばこの上もない勿體ないことと言はねばならぬ。

二 古來孝子として名高い人は尠しとはしないが、中でも孝子といへば直ちに中江藤樹を思ひ出すほどに、藤樹は孝子の典型であつた。その上、彼れの學問は

藤樹の語

佛教の母
の恩の讚
歎

孝が中心となつてゐる。

その著翁問答中に、人の子の一身、毛一筋に至るまで、父母の千辛萬苦の厚恩ならざるはなし。父母の恩徳は天よりも高く、海よりも深し。と述べてゐる。

三 佛教にも父母の大恩を讚歎して次のやうに言つてゐる。慈父悲母、長養の恩によつて、一切の男女皆安樂なり、慈父の恩の大なること山岳の如し、悲母の恩深きこと大海の如し。と。又曰ふ、父に慈恩あり、母に悲恩あり、母の悲恩は、我が一劫の間、世に在りて説くとも説き盡し難し。〔中略〕十月の苦痛は生兒の一聲を以て忘れ、音楽を聞くが如く樂しきなり。子は母の胸臆に寝ね、左右の膝を以て遊戯の所となす、母の胸臆より甘

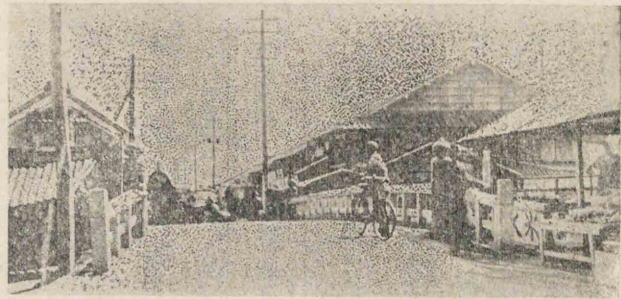
父母の愛

露の泉を出して長養す。その恩徳は天に聳ゆる山岳も及ばず、大海も尙淺し。と。

四 親子本位の家族制度の我が國では、父母の子を愛することの深きは世界に比類がないと言はれる。我が國には、子煩悩こはんぼうといふ言葉がある。親の子を愛することの甚だしいことを意味する言葉である。實に子煩悩は我が國の親達の共通性であると言つてよい。殊に母心の強さ豊かさは外人にも目立つほどであるといふ。母の子に對する愛情深い美談は我が國には昔も今も無數にある。

尾張熱田神宮附近に今は埋められたが、もと精進川しやうじんといふ小さい川があつた。その川に架つてゐる橋を裁斷橋さいだんといつ

裁斷橋



た。豊臣秀吉の部將堀尾茂助吉晴の子堀尾金助は天正十八

年、秀吉の小田原攻めに父と共に十八歳で従軍したが、我が子の凱旋を待ちわびてゐた母の許へは永遠に歸らなかつた。この時の母の悲歎は、それから三十三年の年月を経ても去らなかつた。この橋は戦歿した我が子の三十三回忌の供養として架けられたものである。

橋の欄干の擬寶珠に次の銘がある。
「天正十八年二月十八日に、小田原をたはらへる御ぢん、堀尾をきん助と申、十八になりたる子をた、今せてより、又ふためとも見ざるかなし悲のあまりに、いまこのはしをかける成り、

母の爲には落涙の縁ともなるが、どうか即身成佛してくれよ、この橋を渡る人々よ、後の世の又後の世までこの書附を見る人々よ、この子の爲に念佛申して下されよと、ただどしい女の文章そのまゝ、ほりつけてある。人の子としてこの文を讀んで、目がしらの熱くならぬ者があらうか。嗚呼母心の強さは我が子に死別して三十三年の長年月を経過しても忘れ得ぬのである。何といふ深い親心ぞ。

父の愛は動物には殆ど見られない。人間獨特とい

孝は百行の本

うてもよい。それも文化の程度の高いほど深い。母の如くに表面的でないことが多い。併し、その現はれ方に多少の相違こそあれ、母の愛と何の甲乙があらう。父母が其の子を愛するのは人情の自然であるが、日本の國民は畏れ多くも皆陛下の赤子であるから、父母は皇國の爲に我が子が立派に育ち行くことを念願してゐるのである。この慈父・慈母の許に育てられて、しかも恩を知らず、恩に感ぜず、恩を報じないものは不孝者であると共に不忠な者であると言はねばならない。

五 忠孝一本の教を奉ずる我が國が、孝道を尊び重んずるは言ふまでもない。前に述べた如く家は道德の淵源であり、わけても孝道が中心となつて現はれる

孝行の法一

べき所である。されば我等は家庭でこの大切な孝道を実行しなければならぬ。孝は百行の本である。父母に十分孝道をつくし得る人にしてどうして兄弟相和せぬ者があらう。孝悌の者ならば出でて友に交れば必ずや友にとつても良友であり、職務につけば必ずや職務に忠實な人であらう。實に忠臣は孝子の門より出づ。とは眞理である。

六 順境の子が父母に孝行を盡すのは、さほどむづかしいことではない。それはたゞ親に心配をかけぬやう、同時に親が子たる己れの將來に望みをもちたまふやうに生活する事である。父母の子に對する最も大なる憂は子の健康である。されば子たる者は孝を

盡す第一歩として、最も大切なことは自分の健康を増進することである。

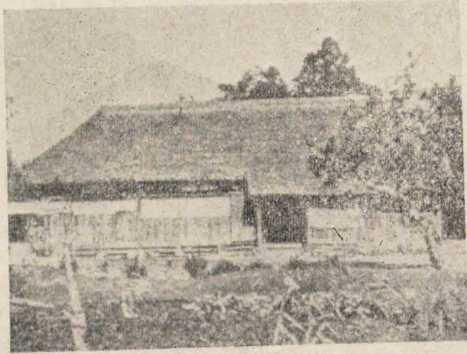
我が子等が健全無病であれば親の心は先づ落着き安まるのである。親は我が子の病氣の重い場合にはその子の身代りにならうとする程に心配する。孝經に「身體髮膚之を父母に受く、敢て毀傷せざるは孝の始也」といふ言葉がある。我等の服膺すべきことである。

七 次に親の心配するのは、學校に於ける成績と性行とである。健康は最も親の喜ぶ所であるが、この喜の上に、これを土臺として學問に勵み、行を慎んで立派な國民となることが親の切なる願ひである。國のため人類の爲に盡し、錦を着て故郷に歸る子を迎へる老

孝行の方
法二

追孝の誠

野口英世
の生家



親の喜を想像して見よ。野口英世が世界的の科學者となり、十六年ぶりに歸郷した時の老母の心はどんなであつたらうか。

八 孝行は父母の死と共に終るものではない。死後も在すが如く、父母の遺體たる我が身を大切にし、身を立て道を行ふことを怠つてはならぬ。父母の命日・年忌の祭祀に追孝の誠を致さねばならぬ。しかし如何に追孝を鄭重にすると、生前孝行を怠るが如きことがあつたら、樹靜かならんとして風止まず、子、養はんと欲して親いませず、の格言の如き、後悔を残すこ

とになるから、父母健在のその日くを貴きことに思ひ、孝行すべきである。

○ 明治天皇御製

たらちねの親につかへてまめなるが

人のまことの始なりけり

第十二課 祖 先

祖先が生命の源

一 祖父母は父母の父母である。父母に孝をつくすべきことを知れば、祖父母にも、更に遡つて遠い祖先にも孝を盡すのは、子孫たるものの義務であることは言ふまでもない。祖先は實に我が生命の源である。

祖先の祭祀

祖先を慕ひ敬するのは人情の自然である。前に述べた家の意義によつても知られる如く、我が身は祖先から子孫へ繋る生命の流れの一點である。この祖孫一體の考へこそは報本反始とて本始を敬慕し之に報いるために祭祀を丁寧にし、同時に子孫の永續繁榮のことをも重んぜしめるのである。

この祖先への崇敬報恩の精神は我が家族制度の最も大切な精神であつて、これによつて家族の統一和合親族の親和協力もよく行はれるのである。

二 祖先への崇敬報恩の方法の主なるものは言ふまでもなく祭祀である。皇室は御祖先の崇敬、御祖先の祭祀に於て模範をお示しになつてゐる。宮中の賢

所の祭祀や、神宮の祭祀は實に莊重嚴肅を極めた御儀である。

されば我等も祖先の祭祀・法事や墓參の時には、誠敬の心持を失はぬやう出来るだけ鄭重にせねばならぬ。孔子も祭るには在すが如くす」と言つたのは、祭祀の時の肝要なる心得を説いたものである。

家法

三 家には祖先から遺された家訓があり、祖先から傳へられたその家特有の習慣がある。之を家法・家訓といふ。家法は家の成立してゐる根本であり、祖先の精神の籠つてゐるものであるから、子孫たる者は之を尊重しなければならぬことば言ふまでもない。これが祖先に對する孝の一つである。

家門の譽

四 しかし唯家法から外れないといふだけでは足りない。我等は積極的にこの家法・家訓を活用し、國のため身を立て名を揚げ家門の繁榮を圖り、祖先の名を彰あかしし家名を輝かすべきである。

古來家門の譽れ「一家の恥辱」といふ言葉が、我等の耳に如何に強く響いて來たか。この考へが如何に我等をして善に勵み惡から遠ざからしめるのに大なる力となつたか。これは皆家を重んじ、一人の名譽は一家の名譽、一人の恥は一家の恥と思ふ考へから來たものであつた。されば我等は國の爲に盡して父母の名を輝かすのは、父母への大なる孝であると同時に、祖先への大なる孝となるのである。

明治天皇御製

○ はるかにもあふがぬ日なしわが國の

しづめとたてる伊勢のかみ垣

第十三課 兄弟と親族

兄弟の因縁

一 一河の流れを共に汲んで飲み、一樹の蔭に共に立寄るのですら前世からの深い因縁だとなつかしむ心持は、我等日本人のもつ美しい感情である。ましてや兄弟は一つ腹から生れ、同じ家で育ち哺まれ、共に食ひ共に寝ね、共に遊び戯れて成長する。思へば實に深い縁である。

兄弟の和は孝の一つ

二 幼少時代の兄弟喧嘩はありがちのことであるが、争の原因はといへば多くは譲る心、寛容の心、おもひやりの心がないからである。この心が兄弟の間になかつたら、成長の後にはその間が疎々しくなり、往々にして醜い争ひごとさへ生ずるに至ることがある。「兄弟は他人の始まり」といふ淺ましい諺はかやうな兄弟にあてはまる諺である。

父母にとつて我が子等の行末について最も心配されることは不和である。自分の死後、兄弟達が相和し、相助け行くや否やの心配ほど苦痛なものはない。その心配のないやうにすることは大きな孝行と言はねばならぬ。

兄弟の和
は家門の
繁榮

橋本左内
銅像



三 兄に弟妹を慈しみ譲る心が篤く、弟妹は兄に敬順であつたらどうしてその間に争があらう。かくして兄弟間に友愛の道が行はれ、長幼の序が正しく、終生相助け行くならば父母の安心はどうであらう。父母亡き後であつたら、地下の靈は安らかに眠りたまふであらう。かやうな兄弟によつて家門は繁榮するのである。

橋本左内は十九歳の時に父を失つてからは弟思ひの心を一層奮ひ起して弟達を慈しみ導いた。一緒に

親族

江戸に遊學してゐた弟の指導は懇切を極めたものであつた。かくして老母の心を安んずることにつとめた。故郷で母と共にゐる末弟には常に手紙によつてその修學を激勵し指導することを怠らなかつた。果して二人の弟等は學力すぐれ、次弟は官に仕へて累進し要職に就いたが不幸にして早く歿した。末弟は後に軍醫總監となり、子爵に列せられた醫學博士橋本綱常である。

四 「兄弟は他人の始まりでなく親族の始まりである。兄弟姉妹は成長の後には別れて各一家を營み、やがて叔父叔母甥姪の關係を生じ、從兄弟を作り、再從兄弟となり、代下るにつれて親族の關係も自然に遠ざかり

親族相助
は古來の
風

行くのである。法律では血族は六親等までを姻族は三親等までを親族と認めてゐるのである。

五 古來祖先を崇ぶ情のあつて我が國民が親族相親しむことの深いのは當然のことである。氏族制度の上古にあつては一門一族は、皆その首長に率ゐられつゝ、各自の職業を世襲して朝廷に仕へたのであつた。後に至つてこの氏族が分れて一家となり、それがまた分家しては一家となつて無限に増し行くのであるが、かく分れた後も本家分家の交誼厚く、本家を中心として相依り、相助けて來たのであつた。されば今もなほこの美風は維持せられ、一族中に不幸の者を生ずる時は、親族中の力ある者がこれを引きうけて助けるの

親族の道

舉國親族

が常である。我が國に養老院・孤兒院の如きものが西洋に比べて少いのは、親族打ちよつてこれを扶養し、保護するが故である。

六 窮乏不幸は救ひあひ、吉凶には慶弔しあひ、物を贈り贈られする親族の交りは人生の一美事である。殊に祖先の祭祀・法事・葬式等に親族相集まり、亡き靈位に敬虔の誠をつくすが如き美風はいつまでも保存せねばならぬものである。

七 我等は一家相助け相親しむ情を親族におし及ぼし、親族相親しみ相助ける心を隣保に及ぼし、かくて一國全體に及ぼしたいものである。皇室を御宗家としての舉國一家の國柄の實はかくして實現されるの

である。

試みに思へ、我等には皆父母あり、父母に各、父母あり、かくして三代、四代と遡つて行けば、我等の祖先は幾何級數的に増して行く。百代にも遡るとその數無數。されば今日の我等日本國民は親疎の差こそあれ、血縁上では何かのつながりをもち皆遠き親族であると言はねばならぬ。舉國一家はこの事實の上にもいひ得られるのである。

江戸時代の有名な學者伊藤仁齋は京都に住み、學問と徳行が他の尋常の儒者より遙に勝れてゐた。その子に長男東涯以下梅宇、介亭、竹里、蘭嶋の男兒があつた。東涯以下皆そろひもそろつて立派な學者になつたが、東涯の通稱を原藏、次を重

伊藤東涯の兄弟の友愛

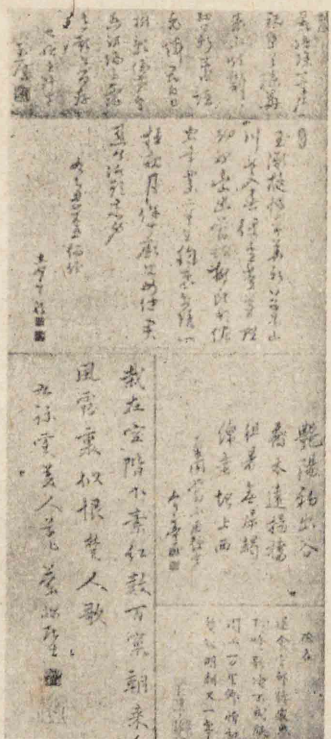
伊藤東涯



藏、三男を正藏、四男を平藏、末子を才藏といつたので、世にこれを伊藤の五藏と稱し、めでたい例とした。父仁齋の卒した時、東涯は三十六歳であつたが、梅宇以下は皆若く、蘭嶋の如きはやつと十二歳であつた。かつ一家は忽ち貧に迫り頗る苦しんだが、東涯は父に代つて諸弟をよく指導し、よく撫育し、弟妹はよく兄に事へ、力を合せて一家の繁榮を圖り、父の學派を盛んにした。その頃天下の學生が多く仁齋東涯の派に歸した。もとより、それは仁齋東涯の學力の勝れてゐた爲であるが、また東涯兄弟が父の死後、力を合せて、その學派の發展に力を盡したからであつた。介亭は兄に事へるのに、父と同じやうであつて、自ら座右の銘を作り、兄の恩を忘れないやうに

東涯梅宇
介亭竹里
蘭嶋の筆蹟

した。蘭嶋も東涯の死後我れを生むものは父母にして我れを養ひ我れを育するものは皆亡兄なり。といつて深く感謝の意を表してゐた。東涯の死んだ時、その子東所は僅に七歳で



あつた。蘭嶋はその頃紀伊の徳川家に仕へてゐたがこれを辭して京に歸り、十年間、東所の教育に

力を盡して、よく父祖の業を嗣がしめ、その後再び紀州に還つて仕へた。

○
埋火うづみのあたりのどかにはらからの

まどゐせし夜ぞ戀しかりける (松平定信)

第十四課 忠孝一本

一 忠は君に對する道、孝は親に對する道で、君と親とは別人なるが故に忠孝の間に矛盾衝突する場合なきやとの疑問は、外國人にあつては當然の疑問である。又往々にして衝突するのも事實である。

己れの仕ふべき君主と、父祖の仕へた君主とが互に仇敵である場合も外國では少くない。然るに我が國では忠と孝とは矛盾衝突は斷じてないのである。

二 治承元年、後白河法皇の近臣藤原成親等は平家の專横を憎んでこれを亡ぼさうとしたが、謀洩れて或

忠と孝に
衝突あり
や

平重盛の
忠孝

迷盧^二佛
教^中に
ある^高
山の^名
八萬^八
萬^四
由^旬
略

は斬られ或は流された。清盛は後白河法皇がこの謀
に與^{あづか}り給うたと怨みたてまつり、遂に法皇を幽したて
まつらうとした。孝子重盛この時、聲涙並び下りて父
を諫めた言葉には、惻々として人を動かすものがある。
平家物語の一節に
悲しきかな、君の御爲に奉公の忠を致さむとすれば
迷盧八萬の巔^{いただき}よりも猶高き父の恩^{たまひ}忽に忘れむとす。
いたましきかな、不孝の罪を遁れむとすれば君の御爲
には既に不忠の逆臣ともなりぬべし。進退^{きほま}これ谷れ
り。是非いかにも辨へがたし。申し受くる所詮は只
重盛が首を召され候へ」と。
かく言ふ重盛の心の奥には決して忠孝の道に進退

平
重
盛

我が國の
忠孝の特
徴



きはまり、是非の辨別を失つてゐるのではない。忠を
第一義と信じ、あくまで父の悪を諫止して臣道を全う
しようとの大決心をもつて
ゐたのである。この誠忠の
心に動かぬ者があらうか。
かくして重盛は父の不正を
正し、君を救ひまゐらせて忠
と孝とを全うしたのであつ
た。

三 我が國では親に孝な
ればそれがやがて君に忠なる所以、君に忠が即ち孝道
にかなふので少しも不思議ではない。それは一に我

が國體の特色から生じたものである。

太古我が國は皇室を中心とした少數の血族團體から成立してゐた。皇室は本家に當らせられ、分家たる臣民を支配されたのが我が國上古の状態である。その後、國家の發展につれ、異なる民族も加はり來り、よく我が國風に同化し得たので、依然として我が國民全體が皇室と家族的關係をもち續けて來たのである。雄略天皇の義は乃ち君臣にして、情は父子を兼ね、この御言葉はこの濫かき關係を仰せられたのである。かやうな美はしき關係のもとに我等の祖先は御歴代の天皇に忠を盡して來たのである。されば我等が今天皇に忠誠を致すことは、祖先の志を繼ぐものである。祖

先の志を繼ぎ、その遺風を顯すことは父祖の喜び給ふ所である。これ孝に非ずして何であらう。又我等が孝道に勵むことは天皇の嘉し給ふ所である。されば孝は間接に君に忠なる所以である。

また我が國民は生みの親に孝を盡すことを尙ふと共に、遠い祖先を崇拜してその祭祀を絶たないことも孝といつて、人の盡すべき大切な道と考へてゐた。それで遠い祖先まで遡つて、特に氏の祖先を神と祭つて崇拜した。これが氏神の起源である。

祖神は我が民族全體の御宗家たる皇室から分れたものに違ひがないから、祖先に對する孝を延長・擴大すると、どうしても皇祖・皇宗の神々を崇敬しなければな

らぬ。皇祖皇宗の神々を尊崇するのは一面からいへば忠であり、一面からいへば孝である。萬世一系の御歴代の天皇は申すまでもなく、皇祖の御血統をつぎ御精神をついで、我が國を統治遊ばすのであるから、我等が天皇に盡し奉る忠は疑ひもなく、孝と一致する。忠と孝との二つは根本が一つである。本來既に忠孝一本なのである。

詮ずる所、我が國では忠をはなれて孝は存しない。忠を第一義とする忠孝一本こそは我が國道德の根本である。

四　かくして我等は忠君と愛國とは一つであり、同時にまた、忠と孝とは一本であることを知る。されば

忠孝愛國
の三者一
本

我が國に於ては忠と愛國と孝との三者は此の矛盾衝突なく一體一本であることがわかる。否、愛國・孝行だけではなく、あらゆる善き行は忠に歸するのである。我等は我が國民道德のこの尊き特色を深く思うて、ますます忠孝の道に勵む所がなければならぬ。

○　すめろぎにつかへまつれと我を生みし

我が垂乳根は尊くありけり(佐久良東雄)

第十五課 恩

一　我等の一日の生存に如何に多くの恩恵が施されてあるかを考へて見たい。

食卓上の
諸恩

試みに食卓の上に並べられた食物を見よう。暖かく盛られた一碗の御飯には、見知らぬどこかの農民がまつ黒になつて働いてゐる姿が想像される。選種種蒔苗取・田植・施肥・草取・收穫・糶摺・俵詰・精米等々の苦勞の數々から、米屋に運ばれ母の手を経て今我が口に入らうとするまでの手數を思ふと、勿體なくて一粒の飯に對しても合掌したくないではないか。皿に盛られた魚には海上の荒波と戦つてゐる漁夫の姿を思ひ浮べ、鹽に醬油に、味噌に、砂糖に、野菜に、それ／＼これを作つた人達の働いてゐる姿を思ふと、僅か方數尺の食卓の上だけに、見知らぬ人々の數々の恩が渦卷いてゐる。周圍にある家具にも、着てゐる着物にも、配達された新聞

にも、手紙にも、恩が渦卷いてゐる。げに我等は生れてから死ぬまで、恩波の上を泳ぎ廻つて暮してゐるやうなものである。

これらを作つた人、運んだ人の恩だけではない。これらを求めて下さつた親の恩と、その恩を成立たしめる基礎である君の恩とを辿つて行けば、我等の生命は徹頭徹尾、恩の上に於てのみ支へられてゐることがわかる。再び言はう、人間は生れてから死ぬまで、恩波の上を泳ぎ廻つてくらしてゐるのであると。

二 凡そこの地上に禽獸・蟲魚と生れずして、幸にして生を人間に享け得た因縁を喜び感謝する思想、感情は古來我が國人の一般に抱くものである。

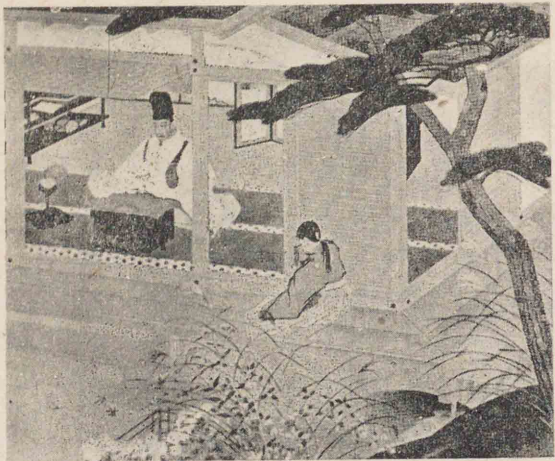
存在の喜
と存在の
諸恩

人は己れの人間としての存在に深い意義を認め、今日の生存を喜ぶならば必ずやその存在を成立たしめる諸の原因・條件に言ひがたい感情の心が湧かざるを得まい。我が存在を喜ぶにつけ先づ思ふは父母所生の恩、遡つては祖先の恩、皇祖皇宗の御恩であり、天皇陛下の御恩である。同時に祖先や我れと時を同じうして持ちつ持たれつ共に生きる多くの同胞の恩や、我等の物質的・生活の基礎を與へてくれる自然の恩にも思ひ及ぶであらう。

三 我が國では古來恩義を知らぬ者を「人でなし」と罵り、「恩知らず」は禽獸にも劣るとされたものである。「犬は三日飼へば三年恩を忘れぬ」との諺は禽獸すら恩

恩義に篤
きは我が
國の美風

菅原道眞



事の度毎に御飯を供へ、

を知るのだから、まして人間として恩を忘れてはならぬとの譬である。實に人は恩に感ずる情の厚薄によつて、その人柄のよしあしがおし測はかられるものである。

菅原道眞は罪なくして太宰府に配流せられたが、なほ皇恩のかたじけないことを忘れず、毎日御下賜の御衣を捧持して餘香を拜してゐた。徳川齊昭は農人形を作らせて、これを食膳の上に置き、食

農人形
恩と國民
性



朝な夕な飯食ふごとに忘れじな

めくまぬ民にめぐまるる身は

といふ歌をよんで農民の勞苦を察し、その粒々辛苦に
なる米によつて、命をつなぎ恙なく世
を送りうることを感謝したと傳へら
れてゐる。

四 我が國民が神を祀り祖先を崇
び親に孝をつくすのも、その由來を質
せば皆感恩報謝の心に基づくのであ
る。皇室に忠義を盡す心のあついのもさうである。
主人へ忠實なのもさうである。この感恩の思想が更
に佛教の教によつて、一層深く且廣くなつたのである。

佛教には四大恩といつて天地の恩、國王の恩、父母の
恩、衆生の恩の四つを擧げてその有難さを色々と説い
てゐる。

信心深い老人達が何事にもありがた、かたじけな
い、勿體ないと喜ぶ言葉は漫然と聞き流すべき言葉で
はなく、それは多年の經驗によつて痛切に感得された
深い感恩報謝の熱意がこもつてゐる言葉であること
を忘れてはならぬ。

「勿體ない」の奥には「有難い」を超越して心の中で合掌
してゐる。茲に到ると宗教的の心持である。人や物
のその奥にある何かに對する虔ましい心持である。
かうなると身邊の事と物とが感謝の種である。人の

親切、親の慈悲は言ふもおろか、空氣を、日光を、食物を、衣服を思ふにつけても我等は他に與へることの殆ど無くして戴くことの餘りに多きに思ひ至つて「勿體ない」と心の中で合掌せずにはをれないではないか。
かくして人々が皆互に有難い、勿體ないと感謝しあふやうになつたら、この世はどんなに明朗な平和なものとなるであらう。

五 身に受けた恩を痛感するものは報恩の念も湧出でざるを得ない筈である。古來恩誼に厚い我が國民は、一飯の恩にも報いようと心がけた。随つて報恩の美談が無數にある。しかし恩人たることを痛切にさとしかねる衆生の恩に報いることは、殆ど忘れられ

報恩の方法

勝である。故に我等は衆生の恩をも常に忘れてはならぬ。慈善を行ひ、社會へ奉仕することは衆生への報恩行に外ならぬ。殊に公益を廣め世務を開くが如き事業は衆生への大きな報恩行である。又退いては各人が各自の職業や職務を忠實に果し行くことも立派な報恩行なのである。

○ いたづらに枕をてらすともしびも

思へば人の油なりけり (福田行誠)

第十六課 戊申詔書

一 日露戦役は我が國維新後の一大國難であつた

* 行誠 二
幕末から
明治時代
へかけて
の浄土宗
の高僧
日露戦役

戰役後の
國民の傾
向

と同時に、我が國發展の一大劃期であつた。戰役は天皇の御稜威と國民の奉公忠勇とにより勝利に終り、大いに國威を宣揚することが出來たのであつた。

二 國威の揚ると共に、我が國の國際上の地位は高まり、責任は益々重くなつた。軍備は大いに擴張され、樺太・關東州の經營が始められる等、戰後經營のため巨額の費用を要することになつて來た。されば國民は皆相戒めて大いに勤儉力行し、國力の培養を計るべき秋であるにかゝはらず、戰勝の餘榮に酔つて浮華輕佻に流れ、戰時に舉國一致した緊張の精神はゆるみ、質實の風が失せ去らうとする傾向があつた。

三 明治天皇は深くこの時弊を御心配になり、畏く

明治天皇
の御軫念

も次のやうな御製を詠じさせ給うた。

ともすればうきたちやすき世の人の
心の塵をいかでしづめむ

叡慮のほど、まことに恐懼に堪へぬ次第である

かくて明治四十一年十月十三日、畏くも詔書を下し賜はり、この弊風を戒め國運發展に關する永遠の道をお示しになつた。時の干支によりこれを戊申詔書と申し奉る。今は當時から約三十年の歳月を隔ててゐるが、我が國內外の情勢は當時にもまして國民の發奮興起を要するのである。我等は天皇の有難い思召を拜受すると共に、大いに戒心努力して聖旨に對へ奉らねばならぬ。

善 國交の親

四 今、この詔書を四段に分けて謹んで拜誦し奉る。第一段では益國交を修むべきことが仰せられてある。世界の文明は日に月に進歩して一日も停止しないが、それは一國一人の力によつて出来るものではなく、衆人の智を集め、何代も繼續し、國から國へと相互に移植し輸入した結果である。物質的文明に於ては有無相通じて共に利用厚生之道を圖り、精神的文化を廣く傳へて益、その發達を圖り、東西相倚り、相助け、彼我相交換して共にその福利をうけてゐるのである。これ天皇が益國交の親善を望ませられ、友義を厚うし、列國と共に永く文明の慶福に頼らんことを期し給うた所以であると拜察せられるのである。

上下一心
自彊不息

五 第二段に於ては、國運發展の道をお諭しになつた。世界の文明は日々に進んでやまない。我が國も斯くの如き世界の太勢に伴なつて、列國と共に文明の惠澤をうけようとするには、我が國運を發展せしめることが何よりも肝要である。

明治三十七八年に於ける戦役には立派な輝かしい戦果を收め、世界強國の一に伍する様になつたが、戦後日尚ほ淺く諸般の政務について益、改善擴張を要する。勇武の精神は世界に冠たりとはいへ、國防上の整備についてにはなほ大いに充實せしめる必要がある。又教育、經濟、交通その他諸般のことに於て改善を要し、發達を圖らねばならぬ事が多い。その爲に宜しく上下

國運發展の本

一致協力して事に當り、忠實勤勉を以て己れが業に服し、儉にして奢るなく、産を治め富を致さねばならぬ。常に信義を守り、風俗を醇厚にし、浮華輕佻を斥け、質實を旨とし、荒廢怠惰に陥らぬやうに互に戒め、貫くに自彊息まざる精神を以て進まねばならぬ。

六 第三段では國運發展の本についてお述べになつた。

皇祖皇宗の御遺訓は臣民に賜はつた詔勅に明らかであるのみでなく、御歴代天皇が御みづから道を實踐して國民に手本を示し給うた御事蹟によつても、うかがひ奉ることが出来る。又代々の國民は畏れ多くも天皇が道に勵み給ふ大御心を奉體し、舉つて忠誠を致

臣民の協翼

し、國家の發展に盡す所があつた。

皇祖皇宗の御遺訓と今日のやうに發展して來た國史の成跡とは恰も日星を仰ぎ見るやうに明らかなることである。されば我等臣民はこの神聖にして有難い皇祖皇宗の御遺訓と、光輝ある國史の成跡の示す教訓とをよく恪み守り、誠をつくして眞に奮闘努力すれば國運はおのづから榮え行くのである。

七 第四段に於ては、天皇は畏れ多くも臣民の協翼を望ませられたのである。

内外の形勢かくの如き時に當り、特に臣民の協力翼賛を願はせられ、益、明治維新の皇猷を擴充し、皇祖皇宗の御威徳を對揚するやうにと、いと御懇切に望ませら

れたのである。皇とは大の意、猷とは謀の義で、天皇のおはかりごとを申し奉る。對揚とは聖旨に對へ奉り、これを宣揚する義である。古來我が國民は皇祖皇宗の御威徳をよく對揚し奉つた。我等現代の日本人たるものは常に懈怠なく、皇祖皇宗の御威徳をよく對揚し奉り、明治天皇の聖旨を奉體しなければならぬ。

明治天皇御製

むらぎもの心たゆまず進みなば

さがしき山も越えざらめやは

皇國中學修身書 卷二 終

昭和十六年十一月十七日
文部省檢定
 中學校修身科用



昭和十六年九月二十七日
 昭和十四年九月二十七日
 昭和十四年九月二十七日
 昭和十四年九月二十七日
 昭和十四年九月二十七日
 印刷發行
 正正正
 三三三
 版版版
 發發發
 行行行

皇國中學修身書	全五冊
定價	各卷金四拾五錢

著者	小西重直
發行兼印刷者	永澤信之助
印刷所	京都市下京區西洞院通七條南入 内外出版印刷株式會社

發行所

京都市上京區河原町通丸太町下ル伊勢屋町四百六番地

永澤金港堂

電話 二二二二
 振替 京大京上
 九二二二
 八一三三
 〇三四四
 二五三六
 番番番番

第二學年第五學級



井坂正博



